

市障害者扶助料・市遺児手当の受給者の方へ  
**手当を振り込みました**

平成21年度前期分の扶助料・市遺児手当を9月30日付けで振り込みました。  
記帳などで確認し、振込がされていない場合は、至急ご連絡ください。

また、次回分から振込先を変更したい方は、印かんを持参のうちえ、いきいき広場までお越しください。  
**問合せ先**  
いきいき広場内地域福祉グループ  
☎52-09871

## 衣浦東部都市計画 生産緑地地区変更案 縦覧

衣浦東部都市計画生産緑地地区に関する変更案を縦覧します。  
意見のある方は、10月15日(休)までに意見書を提出することができます。

**縦覧期間** 10月1日(休)～15日(休)  
午前8時30分～午後5時15分  
※土・日曜日、祝日は除きます。  
**縦覧場所** 市役所2階計画管理グループ

**問合せ先**

囲計画管理グループ  
☎52-11111(内線274)

## 市有地の売却

市では、土地の購入を希望する方に、10月19日(月)から23日(金)までの1週間、市有地の売却申請書の受付をします。  
申込者多数の場合は、抽選となります。

売払物件の価格などの条件を記載したパンフレットを10月1日から市役所2階計画管理グループで配布します。  
**問合せ先**  
囲計画管理グループ  
☎52-11111(内線278)

## 都市計画に関する 公聴会の開催

都市計画について公聴会が開催されます。

**都市計画の名称**  
・西三河都市計画区域の整備、開発および保全の方針  
・西三河都市計画区域区分  
**とき** 11月22日(日) 午後1時  
**ところ** 岡崎市福祉会館6階大ホール  
**傍聴** 当日、会場にお越しください。ただし、会場の収容人数を超え、入場制限を行うことがあります。  
**素案の閲覧期間** 10月9日(金)～23日(金)(土・日を除く)  
**閲覧場所**  
・県都市計画課  
☎052-954-6515  
・市役所計画管理グループ  
☎52-11111(内線274)  
※県都市計画課ホームページでも閲覧できます。  
(<http://www.pref.aichi.jp/toshi>)

員を超える場合、入場制限を行うことがあります。

**素案の閲覧期間** 10月9日(金)～23日(金)(土・日を除く)

**閲覧場所**

・県都市計画課

☎052-954-6515

・市役所計画管理グループ

☎52-11111(内線274)

※県都市計画課ホームページでも閲覧できます。

(<http://www.pref.aichi.jp/toshi>)

**公述申立て** 公述を希望する方は、公述申立書を閲覧期間内(10月23日(金)必着)に県都市計画課(〒460-8501 住所不要)へ提出してください。

なお、公述申立てがなかった場合は、公聴会を中止します。

**問合せ先**  
県都市計画課  
☎052-954-6515



## 10月は クリーン排水推進月間 浄化槽強調月間

浄化槽の法定検査、保守点検、

定期清掃を行い、生活排水をきれいにしましょう  
**浄化槽の維持管理**

浄化槽は、設置者(浄化槽管理者)が、**法定検査、保守点検、浄化槽の清掃**を行うことが法律で定められ、適正な維持管理をしなければなりません。

○法定検査には、浄化槽法に基づき、7条検査と11条検査があります。

○7条検査は、浄化槽の使用開始後3ヶ月から8ヶ月の間に受ける検査です。

11条検査は、毎年1回定期的に行われる検査で、浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ、機能が十分発揮されているかを検査します。

○保守点検は、浄化槽法に基づいた技術上の基準に従って行わなければならない。具体的には、送風機やポンプの点検、汚泥の調整、消毒剤の補充などを行います。

○清掃とは、浄化槽内に生じた汚泥、スカムなどの引き出し、洗浄、清掃などを行う作業です。

清掃回数は、年1回以上です。

○下水道に接続している場合や合併処理浄化槽を設置している場合以外は、台所や風呂、洗濯で使われた水は、未処理のまま身近な側溝を経て、周辺の河川、水路などに放流され、最後には

三河湾に流れ込み水質汚濁の原因になっていきます。  
平成13年4月から、新たに浄化槽を設置する場合は、合併処理浄化槽のみとなっています。  
また、現在、単独処理浄化槽を使用している方は、合併処理浄化槽への転換をするように努めましょう。

**依頼先**

**法定検査** 指定検査機関

財中部微生物研究所

豊川市御津町赤根下川48

☎0533-76-2228

**保守点検業者** 知事の登録を受けた保守点検業者

**清掃業者** 市長の許可を受けた業者 高浜衛生㈱ ☎53-

0516

**生活排水対策**

**廃油石けん製造機の貸出**

家庭から出る廃食用油を直接排水に流さないようにするため、廃食用油リサイクル粉石けん製造機など貸出事業の活用を進めています。

使用申込は、5人以上のグループから受付をします。市民生活グループへお気軽に相談ください。

**問合せ先**  
囲市民生活グループ  
☎52-11111(内線264)